

東京建設業協会・東京土木施工管理技士会事務局の体制等

- 国の緊急事態宣言並びに都の緊急事態措置に鑑み、かつ、現在の事業遂行の状況や業務の重要性、緊急性等を勘案し、職員の生命と健康を守る(うつされない、うつさない)執行体制とし、事業継続する。
- 各種セミナー・講習会は、5月一杯まで原則として延期または中止とする。その後は後日検討。
- 事務局は必要最小限な体制とし、職員は原則として在宅待機とする。
- この間の事務局勤務時間(執務室・在宅とも)は10時から16時までとする。
 - ※ 必要最小限な体制： BCP本部長・副本部長・幹事より1名ローテーター
BCP事務局長・課長級より1名ローテーター
課長補佐・総括係長以下職員より1名ローテーター
建退共とCCUSは当面窓口閉鎖、郵送対応
- ただし、緊急性を要する業務等についてはこの限りでない。
- 執務の変更については、会員へ周知するとともに執務室外入口へ掲示する。
- 本件執務の体制は、国の緊急事態宣言並びに都の緊急事態措置の発表がなされた翌日から2週間に亘り実施(4月8日から22日までの予定)。その後の事業継続の方策は後日検討。

【東京建設業協会・東京土木施工管理技士会BCP対策本部】

① BCP対策本部の設置目的

現在、「国内早期発生段階」にある「新型コロナウイルス」により協会の職員等が罹患した場合であっても、重要業務をできるだけ中断せず、また、中断した場合であっても速やかに復旧できるよう、事業継続の体制を整備することを目的とする。(令和2年2月25日第1回BCP対策本部会議決定)

② BCP対策本部会議

・本部長(全体統括)	協会専務理事
・副本部長	協会事務局長
・幹事 総務部担当	協会総務部長
事業部担当	協会事業部長
技士会担当	技士会事務局次長
建退共担当	都支部業務部長
・事務局長	協会総務課長

③ BCP対策本部の設置 令和2年2月25日